

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第105回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年9月14日（月）10:03～10:52

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

柴山郵政行政部長、高田郵便課長、上野国際企画室長
事務局：石井情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

ア 特殊切手「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）（寄付金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可【諮問第1281号】

イ 万国郵便条例の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可【諮問第1282号】

ウ 内国郵便約款の変更認可（本人限定受取郵便のサービス見直し）
【諮問第1283号】

エ 内国郵便約款の変更認可（セルフレジ活用）【諮問第1284号】

開 会

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第105回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員7名中、今現在6名が出席されておりますので、定数を満たしております。藤沢委員におかれましては、途中参加ということになっております。ウェブ審議となっておりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名前をおっしゃってから御発言をお願いします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項4件でございます。初めに、諮問第1281号「特殊切手「第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（2026年／愛知・名古屋）（寄付金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から御説明お願いいたします。

○高田郵便課長 郵便課長の高田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。資料105-1でございます。10ページまで飛んでください。

今回の諮問の概要でございます。日本郵便につきましては、お年玉付郵便葉書等に関する法律に基づきまして、公益的な事業を行う団体の事業の実施に必要な費用を充てるために、寄附金付の郵便葉書または切手を発行することができることとされております。委員の皆様は御案内のとおり、日本郵便につきましては、このお年玉法に基づきまして、寄附金を取りまとめた上、配分団体、配分金額を決定するとともに、必要なルール、配分団体が守らなくてはならないことや監査の在り方について定めることとしてございます。また、こういったことについて、総務大臣の認可が必要とされてございますし、併せまして、情郵審への諮問、御審議をお願いすることとされてございます。

1ページめくっていただけますでしょうか。今回は、第20回アジア大会、アジアパラ大会の寄附金付切手の発行ということでございます。愛知・名古屋アジア大会は今週の土曜日、アジアパラ大会につきましては来月の10月18日にそれぞれ開催が予定をされてございます。この大会の準備及び運営に必要な資金につきまして、これに充てることを目的として、寄附金付郵便葉書や切手を発行することが可能となっております。

この場合、組織委員会がお年玉法の配分対象団体に、ある種みなしをいたしまして、同法を適用することとされてございます。ですので、基本的には、寄附金付の通常の郵便葉書等と同様の手続を取らせていただくこととなっております。

12ページ目を御覧ください。審査の概要でございます。まず、配分団体でございますが、法律の建て付け上といたしまして、組織委員会のみが対象となります。

申請金額につきましては、特段、上限金額はございません。

審査方法は、書類審査及び有識者からなる審査委員会による配分審査を行ってご

ざいます。

会社からの申請内容でございますが、配分団体を組織委員会とした上、配分金は約４３０万円としてございます。金額の内訳でございますが、参考１、参考２にありますとおり、寄附金額として４３４万円余、ここから配分に要するコストを引きまして、４２９万９、４５７円を配分することとしてございます。

冒頭にお戻りいただきまして、審査の概要でございます。こちら先生方に御案内のことでございますが、審査基準として、取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用でございます、取りまとめに要した費用及び配分の使途の監査に要する費用、こういったものを控除するということとなっております。この点につきましては、基準に照らし問題はございませんでした。

また、配分団体や配分金額について適正に定められているかということでございますが、これについても問題はございませんでした。

また、配分団体が守るべき事項、あるいはその監査に関する事項につきましても、明確に定めが置かれてございましたので、こちらも特段の問題はございませんでした。

以上によりまして、これを認可することが適当であると事務局としては考えてございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに質問がある旨を書き込んでいただけますでしょうか。

特に御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、特に御意見や御質問はないようですので、諮問１２８１号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、このとおり答申させていただくことといたします。よろしく願いいたします。

それでは、次に諮問第１２８２号「万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可」について、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○上野国際企画室長 先生、ありがとうございます。郵政行政部国際企画室長の上野と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま分科会長から御案内いただきました諮問第１２８２号「万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可」につきまして御説明させていただきます。

資料１０５－２の１６ページ、参考１を御覧ください。本日御説明させていただきます認可申請事項は、国際郵便における国際返信切手券の廃止、通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更、保険付郵便物の明確化、損害賠償の請

求権者を受取人とすることができる規定の制限、受取通知に係る附則による経過措置の廃止の5つでございます。

次に、参考2を御覧ください。初めに、国際返信切手券の廃止について御説明いたします。

国際返信切手券とは、世界中でその国から外国に宛てた優先郵便物または航空書状の最低料金相当額の郵便切手等と交換可能な引換券です。日本郵便では、航空扱いとする書状の最低料金の相当額の郵便切手等と交換を実施していました。

昨年9月、郵便に関する国連の専門機関であります万国郵便連合（U P U）の運営や、国際郵便に関する重要事項の審議を行いますU P U大会議というのが開催されまして、そこで国際返信切手券について利用数が減少したため、廃止する旨の万国郵便条約の改正が行われました。

これにより、国際返信切手券を取り扱う根拠がなくなっていましたので、日本郵便の国際郵便約款においても、国際返信切手券に関する記載を削除する認可申請を承っております。

次に、参考3を御覧ください。通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更でございます。こちらも昨年のU P U大会議における万国郵便条約及び施行規則の改正に対応するものになります。郵便物の区分に関するオペレーション実態を踏まえまして、書類と物品の分類をできるだけ簡素にするため、規定の改正が行われました。

これを受け、書類のみを包有する通常郵便物について、大きさの規定及び重量上限を変更するとともに、「巻物体のもの」の規定を削除し、また、小包郵便物について、大きさの最小限から「巻物体のもの」の規定を削除する旨の認可申請を承っております。

具体的には、書類、印刷物、書類のみを包有する盲人用郵便物について、大きさの最大限を、長さ38.1センチ、厚さ3センチ、幅30.5センチとするとともに、最大限及び最小限の規定から巻物体を削除しています。

重量上限につきましては、盲人用郵便物を除き、1キログラムとしております。あわせて、小包の大きさの最小限から、巻物体の規定を削除しております。

次に、参考4を御覧ください。保険付郵便物の明確化に関する説明となります。保険付とは郵便物の引受け及び配達を記録し、万が一、郵便物が壊れたり、届かなかったりした場合に、差し出しの際に申出のあった損害要償額の範囲内で、実損額を賠償するサービスです。

この保険付につきまして、国際郵便における商品体系の表現を適正化するため、昨年のU P U大会議において、万国郵便条約及びその施行規則が改正されました。これを受け、国際郵便約款上の記載について、表現の改正を行う内容の認可申請を承っております。実際に提供されるサービスについては変更ございません。

次に、参考5を御覧ください。損害賠償の請求権者を受取人とすることができる

規定の制限についてでございます。国際郵便物の損害賠償の請求権につきましては、差出人に帰属しますが、万国郵便条約の規定により、一定の条件を満たした場合には、受取人が損害賠償の請求権者になる場合がございます。

この万国郵便条約の規定につきまして、昨年のU P U大会議において、イランが「受取人に対する賠償の責任を拒絶し、賠償金の支払いを郵便物の差出人のみに限定することができる」との留保を付し、採択されております。これを受け、国際郵便約款において、他国と同様に、イランにおいても、差出人が自己の権利を放棄した場合に、受取人に当該請求権が移転すると誤って判断してしまう支障が生じないよう、規定の改正を行う内容の認可申請を承っております。

最後に、受取通知に係る附則による経過措置の廃止となります。資料105-2の11ページにあります諮問書別紙、国際郵便約款新旧対照表を御覧ください。

受取通知とは、差し出した郵便物が受取人に配達されたことを、専用の用紙の返送をもって確認できるサービスです。2024年6月に本分科会より答申を頂戴し、既に2024年末をもって原則取扱いを終了しておりますが、附則において、当面の取扱いを一部継続しておりました。今般、関係者との調整が整いましたことから、当該取扱いを廃止する旨の認可申請を承っております。

以上の認可申請を承っておりますが、国際郵便約款につきましては、郵便法第68条第2項が要件となっております。資料105-2の2ページから6ページ、諮問書別紙1から別紙5に法令に基づいた審査結果を記載しておりますとおり、適切な申請内容であると事務局としては認識しております。

以上、委員の皆様に諮問させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうにお申し出ください。

先に私からよろしいでしょうか。事前にもお伺いはしたんですけれども、このイランが特別というのは、何かイランの国内の事情とか、そういったことで特別、申出があったという理解でよろしいでしょうか。

○上野国際企画室長 先生の御認識のとおりでございます。イランの国内法については、郵便物の損害賠償ができる方が差出人に限定をされているということですので、イランの事情で国際郵便条約の規定については留保をつけているといったような事情がございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。分かりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、諮問第1282号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、このとおり答申することといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、諮問第1283号「内国郵便約款の変更認可（本人限定受取郵便のサービスの見直し）」について、総務省のほうから御説明お願いいたします。

○高田郵便課長 郵便課でございます。内国郵便約款の変更認可のうち、本人限定受取郵便のサービス見直しにつきまして、御説明をさせていただきます。

説明資料でございますが、10ページを御覧いただけますでしょうか。本人確認書類の偽造、変造によるなりすまし等々のリスクの高い確認方法を廃止するために、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則、我々は犯収法というふうに申してございますが、これが順次改正されまして、最終的に来年の4月1日に施行されることとなります。

この犯収法というのは、リスクの高い取引に関する本人確認手続等々を定めた法律でございますが、その本人確認方法の1つといたしまして、従来から本人限定受取郵便というものが規定をされてございました。

この本人限定受取郵便につきまして、現在の本人確認書類を券面上の記載事項を目視で確認する方法に替えまして、まず1点目として、本人確認書類、こちらはICチップが内蔵されたものに限定をいたしました上、記載事項の情報とそのICチップの情報との内容が一致していることを確認いたします。

また、ICチップが内蔵された本人確認書類の1つとしてマイナンバーカードがございますが、マイナンバーカードは、最近、プラスチック、物理媒体のものに加えまして、スマートフォンでの搭載も可能になってございます。このスマートフォンに搭載された情報を読み出す形での本人確認も認めるということ、先ほど申し上げた犯収法の改正に伴い行いたいとするものが、今回の変更認可の申請の概要でございます。

ちょっとイメージをつかんでいただきたくございまして、13ページを御覧いただければと思います。変更前につきましては、左側にありますとおり、写真付の本人確認書類について、御本人から提示を受けた上、郵便物の受取人の欄と対照をし、それで内容を確認するという形を取ってございます。それを、変更後につきましては、受取人様から写真付ICチップ内蔵の本人確認書類の提示を受けた上、その内容をハンディスキャナーのような端末で読み取りをした上、そこで表示された情報と書類に記載されている情報との一致を確認した上で、郵便物をお渡しするという形となってございます。マイナンバーカードがスマートフォンに搭載されている場合、これも以上のような形に準じて行うことといたしております。

以上を踏まえまして、審査の内容でございます。法第68条第2項第1号に基づきまして、もろもろの審査をしてございます。まず、この法律等に基づき、郵便約款で定めるとされていることが適正かつ明確に記載をされているかということ。あ

るいは、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、こういった点について適正かつ明確に定めているかということ。ハとニ、郵便の料金と会社の責任に関する事項は、今回、直接改正はございませんで、特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものでないか、また、申請書に所要の書類が提出されているかということですが、いずれも事務局のほうで審査をさせていただいたところ、認可することが適当ではないかと判断をいたしましたところでございます。

以上につきまして、委員の皆様にお諮りをさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問ございましたら、チャット機能のほうにお申し出ください。

実積先生、どうぞ御質問をお願いいたします。

○実積委員 すみません、ありがとうございます。

今回、新しい犯収法に関するもので、規定の改正という趣旨にはとても賛成しております。ただ、個人情報保護法との関係についてはどのように整理されているのかをお伺いします。スマホでＩＣカードを読み取るということになると、一時的に郵便局のほうに個人情報のリストができていくことになり、さらにそのリストを差し出した人に提供するという取扱いになるような気がするんですけども、その辺りの個人情報保護法との関係というのはどのように整理されているのか、お伺いできればと思いました。

以上です。

○高田郵便課長 実積先生、御質問ありがとうございます。個人情報の取扱いにつきましては、日本郵便のプライバシーポリシーの中で、事前に利用の目的等々が定められているところがございますので、そういった点を判断いたしまして、今回、適正と判断をいたしました。他方、法律の話もさることながら、こういった郵便物を受け取るに際し、若干、機微にわたる情報という意識を持たれる方も多いと思います。そういった方々に安心して使っていただけるよう、事前の周知、御案内を丁寧にやっていくことが私たちとしても適当だと思ってございますので、引き続き運用に向けて、会社のそういった取組にも期待をしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○実積委員 ありがとうございます。最近、様々な個人情報に関する事案というのが新聞にも出ていますし、郵便局の制服を着たりすましが家にやってきてスマホでＩＣカードを読み取っていったみたいな話にならないように、周知などのプロセスというのをしっかり踏んでいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。

まず、ＩＣカードの読み取りに関するプライバシーですとか個人情報の取扱いに関しては、先ほどの実積委員のお話に同意いたしますので、私からもどうぞよろしくお願いいたします。

私から質問というのは、今回の件の目的ははっきりしてしまっていて、私も賛成するところでありまして、実際に改正される内国郵便約款の内容として、今のことがどこにどう反映されるのかということに関してでございます。

具体的に申しますと、本日の資料ですと６ページに、内国郵便約款の新旧対照表をつけていただいているんですけども、新しい１３９条の７項以下というのが改正されて、追加されたり条文が増えているわけなんですけど、一見すると、１３９条の７項というのを見ますと、ＩＣカードの提示をすることで本人確認をすることができると、ＩＣカードのチップの読み取りによって本人確認をすることができると書いてあって、できるというだけであって、ほかの手段が排除されていないように一見すると見えてしまうんですけども、８項に行きますと、当社が別に定める方法により、受取人が名宛人であることを確認するというようなことも書かれていますので、恐らく内国郵便約款のこの条文だけというよりは、日本郵便さんのほうで別途何か方法を定めることで、ＩＣチップ読み取りだけで本人確認をするという形で、犯収法の改正内容に沿うように整えていこうということなんだと思いますけれども、そうなりますと、別に定めるところということで、日本郵便さんにきちんとやってもらわないと、我々が答申する内容としてもちょっと心配なことが出てきてしまいますので、先ほどのようなことが日本郵便さんのほうでどうお考えになっているかというのがお分かりになるようでしたら、教えていただきたいというのが質問でございます。

○高田郵便課長 異先生、御質問ありがとうございます。

この新８項の当社が別に定める方法といいますのは、確かにこの約款だけを見ると、ＩＣチップを特定の機器を使って読み取るというところは読み込めないのでございますが、認可のお諮りをするに先立ちまして、会社からも内容を確認させていただきました。そうしたところ、この別に定める方法ということは、ＩＣチップを読み取る方式ということで間違いはないということでございますので、そういった点も合わせて、この諮問の説明資料の中で明記をさせていただいたところでございます。そうしないと、犯収法との関係でも、やはり疑義が生じるということでございますので、その点につきましては、会社としてもＩＣチップ読み取り方式の規定が別途なされるという先生の理解で、私としては間違いないと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○異委員 ありがとうございます。その確認ができれば大丈夫です。ありがとう

ございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほかに、御質問、御意見はございますでしょうか。

すみません、私から1点、事前でもちょっとお伺いした点なんです、これはICチップを持っていないという、たまたまそのときを持っていないとか、本人が更新中でしばらくを持っていないとか、何かあってを持っていないという場合は、受け取ることができないということでしょうか。

○高田郵便課長 お答えをいたします。その点に関してでございますが、先ほど冒頭にも説明をさせていただきましたが、犯収法では幾つか本人確認手段を規定してございます。ICチップ付の本人確認書類を持たない方のための規定もございまして、例えば、まず住民票の写しを相手にお送りをした上で、その住民票に載っている住所に簡易書留プラス転送禁止郵便で送るような形で代替をする手段も設けてございますので、ICチップ付のカードを持たれていない方というのは、そういったやり方で御利用いただくことになると思っているところでございます。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。よろしいですかね。

それでは、ほかに御意見ございませんようですので、諮問第1283号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、諮問第1284号「内国郵便約款の変更認可（セルフレジ活用）」について、総務省のほうから御説明お願いいたします。

○高田郵便課長 郵便課でございます。申請内容でございますが、10ページを御覧いただければと思います。

今回の内国郵便約款の変更認可でございますが、セルフレジ関係で2点ございます。1点目は、セルフレジで発行した証紙につきまして、現在は特定の日、証紙が発行された日のみ使用されることを前提とされておりますが、こちらを利用者利便の向上や窓口職員の方々の業務負担の軽減の観点から、セルフレジで発行された商品につきまして、一定期限までの利用を可能にすることとしたいという点が1点目でございます。

2点目で、セルフレジにおける特定記録郵便物の取扱いにつきまして、差出人が事業所、郵便会社でございますが、その指示に反するような取扱いをしたとき、あるいは郵便物を差し出さなかったときは、郵便物としての効力を失う旨を規定することとしたいとなっております。

これだけでは若干分りにくいかと思ひまして、補足説明を御用意させていただきます。

きました。13ページの4を御覧ください。

まず、改正事項の1の①の関係でございますが、現在、東京の大きい局中心でございますが、日本郵便のほうでセルフレジを展開してございまして、第一種郵便物や国際書状郵便の引受け、あるいは一部物販のようなものが可能となっております。

セルフレジの引受けに際しましては、セルフレジの前にはかりがございまして、はかりで重さを量った後に、証紙の発行を受けるという形で差し出しが可能となっております。

ただ、この証紙というものは、現在の窓口で運用されているものと同様に、使用期限が販売日当日限りとなっております。ただ、他方、利用者の方々からは、証紙を切手のように一定期間利用したいというニーズもございます。例えば、お手元に郵便物がないような場合に、発行された証紙を家に持って帰って差し出したいといったようなニーズが示されているということでございます。

また、切手販売は、窓口の中でも取扱件数の約2割を占められているところでございまして、こういった方々の一部をセルフレジに誘導することで、窓口業務の負担の軽減が期待できるのかなと思っております。

こうした点も考え、まずは証紙の発行期限、今は当日限り、発行日限りとなっているものを、翌日まで延ばすということを今回行いたいと考えてございます。

イメージでございますが、現行のセルフレジが左のほうでございまして、07、これは令和7年という意味でございます。25.11.11、これが発行日でございまして、これが有効期限と同じということでございます。これにつきまして、新たに発行する証紙につきましては、日付の上のところに証紙の使用期限を記載する形で、その日までこの証紙を切手のように使うことができるというのが大きな特徴となっております。

2点目でございます。こちらのほうが若干技術的な改正となりますが、現在、セルフレジにおきまして、特定記録郵便物の取扱いも併せて行っております。具体的なサービス運用でございますが、特定記録郵便の申込みをいたしますと、引受けの証紙となります受領証の交付をセルフレジで受けた後、直ちにセルフレジの近傍にポストがございますので、そこへ差し出すということが想定されてございます。ですので、現在の窓口で行っているのと同じように、差し出しと受領証の交付がほぼ同時履行の関係にあることを前提にされてございます。

ただ、今後、セルフレジが拡大していったときに、例えば、悪意はなくともついうっかり特定記録郵便を差し出さなかったような場合に、受領証は他方でお渡ししているということとなりますので、会社のほうで差し出してもいない特定記録郵便物のリスクを負うこととなります。ですので、今後こういったリスク、トラブルが生じないように、転ばぬ先の杖といたしまして、特定記録郵便物をセルフレジで使うときにつきましては、事業所の指示するところに反したとき、具体的にはその郵

便物がちゃんと差し出されなかったときは、特定記録郵便物としての効力を失うということを入念的に規定しようということでございます。

以上につきまして、私どもとして審査をさせていただきました。審査結果として、2ページ以下を御覧いただければと思います。

まず1点目でございますが、以上の改正が、法律またはこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項というものが、適切かつ明確に定められているかということでございますが、それにつきましては、私どものほうで確認をさせていただきましたが、しっかり適正かつ明確に定められているということでございます。

また、ロでございますが、今回で言えば、郵便の引受けに関することということでございまして、先ほどの特定記録郵便物の取扱い、こちらにつきましては引受けに関する事項でございますが、この点については変更内容がクリアに定められてございますので、適正かつ確実な事業の実施に資するものと判断をいたしました。

また、ハの郵便の料金の収受に関することとして、証紙の有効期限を翌日まで延ばすということでございますが、こちらにつきましても内容に不明確な点はございませんので、こちらについても事業の適正かつ確実な実施に資するものと判断をいたしました。

また、最後、会社の責任に関する事項でございますが、特定記録郵便物の扱いにつきまして、会社の責任について適用関係をクリアにする改正と理解をいたしましたので、こちらにつきましても問題はなкаろうと判断してございます。

その他、不当な差別的な取扱いをするものではないこと、所要の書類は提出をされていることを事務局のほうで確認させていただきましたので、私どもとしては、申請につきましては認可することが適当であろうと判断をしてございます。

以上につきまして、委員の皆様にお諮りをさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたらチャット機能にてお申し出ください。特にございませんでしょうか。

三浦委員、お願いします。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。

認可のことに関しては差し支えないのですが、質問があります。混雑緩和のための合理化とかということでは、こういうものが便利かなとは思いますが、今後いずれは無人化するという御計画があるということなののでしょうか。そこをお聞きしたかったのです。なぜかと申し上げると、今御説明いただいた配達記録、いわゆる特定記録郵便などを出したいときに、無人だとなかなか困ることも起こり得るので、例えば控えがないということがあったりしますので、いずれかの御計画がどうなっているのかを教えていただきたいなと思いました。

○高田郵便課長 三浦先生、ありがとうございます。先生御指摘のとおり、当面は混雑緩和のための取組ということでございまして、東京ないし都心部の窓口が混雑をしている局を中心に展開されると聞いてございます。

もちろん、将来的な無人化の計画、あるやなしやということでありますれば、そこについては現時点では将来的な課題と認識しています。まずは当面そういった混雑局を中心に対応を行っていくと理解をしております。

実際、無人化することと混雑緩和のために要セルフレジと窓口と併存させるということは、業務のやり方としても違ってくる部分というのがあるかと思っております。ですので、単純に混雑緩和を拡大していく陸続きの上に、無人化というものがあるものではないのだろうと思っておりますので、仮に無人化を見据えるのでせよ、まずは有人展開の部分、窓口の混雑緩和の部分で、何が課題になりそうかというところをしっかりと洗い出しすることが必要だと思っておりますし、セルフレジを入れた結果、それがサービスダウンや顧客満足度の低下にあるということは、あってほしくないなと思っております。

以上でございます。

○三浦委員 詳細な御説明をありがとうございました。万が一、移行することがあれば、その間のプロセスをしっかりと御検討いただいて、対応していただきたいなと思いました。まだ今のところはそういうのはないと思いますが、御説明ありがとうございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 すみません。詳細な御説明ありがとうございました。

セルフレジの使い勝手をよくするという今回の改正には賛成ですが、ちょっとだけ質問させていただきたいんですけれども、後半で御説明された特定郵便物の件なんですが、お客様がポストに投函しなかった場合に、郵便局のほうでリスクになるというようなお話があったんですが、そこがちょっと分かりにくかったので、もう一度御説明お願いできますか。

○高田郵便課長 実積先生、ありがとうございます。説明が十分でなかったかなと思いを直しました。15ページをお開きいただけますでしょうか。

こちら、まず一番上が現在の特記記録郵便物の運用オペレーションになるのですが、赤で囲ったところが引受け、青で囲った部分が受領証の交付ということになります。例えば、窓口で特定記録郵便物の引受けをする場合というのは、先に引受けをし、受領証を交付するということで、引き受け行為と、引き受けたという証拠の交付というのが、ほぼ同時に履行されているということでもあります。

他方、現在のセルフレジ運用というのを見ていただければと思うのですが、セルフレジで支払いが終わったときに、実際、受領証が交付をされます。しかし、差し出しがなされるのはその後のタイミングになりますので、受領証の交付を受けたけ

れども、その郵便物を投函しないというリスク、ずれというものが生じるわけでございます。

これは会社側から見ると、善意か悪意かというのはちょっと別にいたしまして、差し出されてもいない郵便物について、債務を履行しなかったじゃないかと追及されるリスクがあるということを、会社のほうで懸念をしております。

それに対応するために、一番下でございますが、今回のセルフレジの運用案のところで、実際にこういった特定記録郵便の効果が生まれるのは、単に受領証を取っただけ、発行されただけではなく、実際にポストから郵便物の取り集めが終わった段階、そこで初めて特定記録郵便物としての効果を発行させるということで、そういったずれを埋めたいというのが会社のほうの説明でございます。

こちらで大丈夫でございましょうか。

○実積委員 そうすると、受領証を交付した段階だと、まだ特定記録郵便に関しては効果は発生していないんだけど、ポストに入れた段階から発生するということになると思うんですが、ポストに入れた段階というのは、郵便局のほうでは日時までは確定できないと思うんですけれども、その辺りはきちんと運用上、確保されているということなんでしょうか。

○高田郵便課長 はい。郵便物で取り集めた段階で遡って、受領証の交付したときと時間に引き受けたという取扱いになってございますので、そういった意味で、先生の御理解のとおりでございます。

○実積委員 そうすると、取扱いの開始時点というのは、セルフレジで支払いが終わったときに取扱いは開始しているんだけど、実際の郵便物はその後から投函されているということで、今後運用をするということなんですね。

○高田郵便課長 そういうことであります。ですので、引き受けた時間は受領証交付の時間ということでございます。

○実積委員 これはかなり今までの取扱いと変わると思うんですけれども、ほかの法令上、問題がないということなんですか。これは確認です。

○高田郵便課長 会社のほうとしてはこれで問題がないと考えてございます。現状でも、何かこのことでトラブルが起きているとは聞いてございませんので、あくまで入念的な改正であると理解をしております。

○実積委員 分かりました。連絡によっては、いつその連絡をしたんだというようなのが問題になるケースがあるかもしれないので少し懸念するんですけれども、問題がないのであれば、それで結構です。ありがとうございます。

○高田郵便課長 ありがとうございます。ただ、先生のおっしゃるとおり、ややテクニカルであるがゆえに、一見ちょっと分かりづらい改正であるかなと思ってございます。セルフレジ化に伴って、差出人の方々に果たすべき説明責任も若干増えているというか、これまでと変わってきているなど感じてございますので、こちらも約款を変えたから良いということではなく、今後お客様に対し、分かりやすく伝え

ていくということも重要だと思ってございますので、そういった面を含めて、この後もしっかり我々もウォッチをしていきたいと思ってございます。御質問ありがとうございます。

○実積委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、谷川委員、お願いいたします。

○谷川委員 ありがとうございます。

今、実積委員がちょっと質問されたことに関連するんですけれども、この特定郵便を投函する郵便局というのは、同じ場所でないといけないというルールみたいなものはあるのでしょうか。それとも、どこで投函しても構わないオペレーションになっているのでしょうか。教えてください。

○高田郵便課長 基本的にはどこでも構わないということでございます。

○谷川委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、特にほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1284号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木分科会長 よろしいですね。ありがとうございます。それでは、このとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（石井） 事務局の石井でございます。会議冒頭時点では6名の参加とお伝えしておりましたが、7名全員の参加となりましたので、御報告いたします。

次回の郵政行政分科会は、令和8年10月22日木曜日10時から、オンラインで開催いたしますので、皆様方よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様ありがとうございます。

閉 会